

つても差し支えない。

(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)

68-5-14

(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。

原産地証明書	原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会 (Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA))」及び「商工会議所 (Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを承継する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局 (インド協定附属書3第3節2に基づき原産地証明書の発給のための政府以外の団体として「Export Inspection Council of India」、 「Textiles Committee」及び「The Marine Products Export Development Authority」が指定されている。)
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関

オーストラリア協定原産地 証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry又は the Australian Industry Group
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。

締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

（「災害その他やむを得ない理由」の意義）

68-5-15 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

（締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の提出猶予の取扱い）

68-5-16

- (1) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定による締約国原産地証明書等の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書」（C-5295）2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間